

# 地域再生推進法人制度について

内閣府地域活性化推進室

地域再生を推進するにあたっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO等の非営利法人を地域再生推進法人として指定することができます。

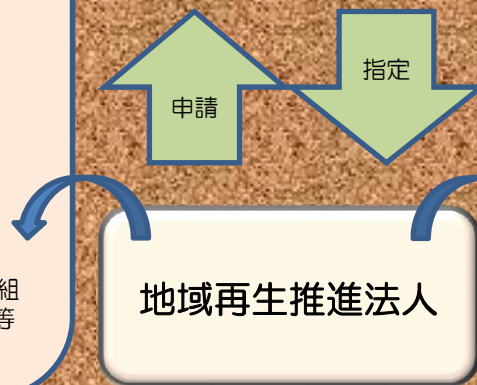
## ■地域再生推進法人の指定フロー

### ■地域再生推進法人になれる法人

「営利を目的としない法人」

- 一般社団法人・一般財団法人
- 公益社団法人・公益財団法人
- 特例民法法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- 農業協同組合
- 商工会、商工会議所
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

地方公共団体



### ■地域再生推進法人の業務

- 地域再生の事業を行う者に対する情報の提供、相談その他援助
- 地域再生計画に記載された事業の実施又は当該事業への参加
- 地域再生計画に記載されて事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡
- 地域再生の推進に関する調査研究等

## ■地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 特定地域再生事業費補助金の交付を受けることができる。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。

## ■地域再生推進法人指定の手続き

### ①地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

### ②地方公共団体の長による審査

申請してきた法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うことができるかどうか審査します。

《指定基準》

- 非営利を目的としている法人であるか
- 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じているか
- 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済基礎を有しているか

等

### ③地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定にあたって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

### ④地方公共団体の長による監督等

- ・地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- ・また、地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長が業務改善命令を出すことができます。
- ・命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。